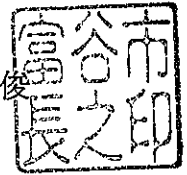


富谷市告示第14号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等による協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月10日

富谷市長 若 生 裕 俊



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
富谷市全域

2. 協議の結果をとりまとめた年月日
令和4年1月25日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況（法人・個人・集落営農（任意組織）ごとの数）

○経営体

個人	22名
法人	1法人
集落営農（任意組織）	5団体

4. 3の結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用することにより担い手への農地の集約化を図っていく。

6. 地域農業の将来の在あり方

中心的経営体となる認定農業者や集落営農組織、農業法人、新規就農者などに農地の集約を図っていくため地域と中心経営体が連携・協力して対応を図る。

市内全域で認定農業者等中心経営体への集約化を推進するため、各集落での体制づくりやリーダー養成など地域ぐるみで担い手づくりを行っていく。